

野村グループの皆さまへ
 野村総合研究所グループの皆さまへ
 野村不動産グループの皆さまへ

野村の団体ゴルファー保険



あしたを、つなぐ — 野村不動産グループ
野村不動産ソリューションズ

お手続きの締切

2023年7月25日(火)

保険期間(ご契約期間) : 2023年12月1日午後4時から2024年12月1日午後4時まで1年間

補償項目	GVタイプ	GSタイプ	GAタイプ	GBタイプ	GCタイプ
傷害死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	800万円	750万円	600万円	350万円
傷害入院保険金日額 傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日	15,000円	10,000円	9,000円	6,000円	3,750円
傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍(入院中)または5倍(入院中以外)				
傷害通院保険金日額 傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数30日・免責期間0日	10,000円	9,000円	8,000円	4,000円	2,500円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	100万円	90万円	60万円	40万円	30万円
ゴルフ用品保険金額	100万円	90万円	50万円	40万円	35万円
ゴルファー賠償責任保険金額(免責金額0円)	1億円	1億円	5,000万円	5,000万円	3,000万円
保険料(年一括払)	11,560円	10,340円	6,920円	4,790円	3,730円

※記載の保険料は、団体割引25%(被保険者数5,000名以上10,000名未満)、損害率による割引30%適用にて算出しています。
 被保険者(補償の対象となる方)となる方の範囲は、以下①～⑤からお選びいただいた方「ご本人」です。
 ①役員・社員ご本人(以下ご本人といいます) ②ご本人の配偶者 ③ご本人または配偶者のごども ④ご本人の両親および兄弟姉妹(配偶者の両親、兄弟姉妹も含みます) ⑤ご本人と同居している親族
 ※ゴルファー賠償責任保険金については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

野村の団体ゴルファー保険に関するお問い合わせ先

●取扱代理店
野村不動産ソリューションズ株式会社
 保険営業部
 〒163-0576 東京都新宿区西新宿1丁目26番2号 新宿野村ビル
 TEL.03(6866)2800 E-mail:hoken01@nomura-re.co.jp

●引受保険会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 金融法人営業部 営業第一課
 〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
 TEL.050-3462-4550

次のような場合に、保険金をお支払いします!!

法律上の賠償責任

(ゴルファー賠償責任保険特約)



ゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、保険金をお支払いします。

示談交渉サービス付き

ご自身の傷害

(ゴルファー傷害補償特約)



ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、各保険金をお支払いします。

- 傷害死亡保険金 ●傷害後遺障害保険金 ●傷害入院保険金
- 傷害手術保険金 ●傷害通院保険金

用品の損害

(ゴルフ用品補償特約)



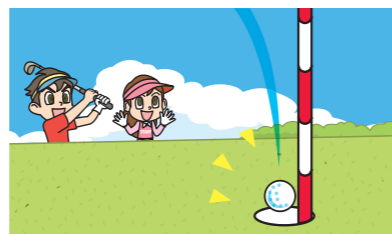
ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品に次のいずれかによって損害が発生した場合、保険金をお支払いします。

- ①ゴルフ用品の盗難^(注)
- ②ゴルフクラブの破損または曲損

(注)ゴルフボールについては、他のゴルフ用品と同時に発生した場合のみ補償対象となります。

ホールインワン・アルバトロス費用

(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
(団体総合生活補償保険用))



日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、費用を負担した場合、保険金(実費)をお支払いします。なお、下記にホールインワン・アルバトロス費用補償についてのご注意を記載しておりますので、ご参照ください。

示談交渉サービス

日本国内において発生したゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について、被保険者からお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られる場合に、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

ホールインワン・アルバトロス費用補償についてのご注意

保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃^(※)したものに限りま

- ①同伴競技者
- ②同伴競技者以外の第三者(具体的には下記の方をいいます)

(ご注意)キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃^(※)がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

同伴競技者以外の第三者	同伴キャディ、ゴルフ場使用人(ただし、支配人は除く)、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者 など
-------------	--

上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象となります。

- ・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃^(※)がある場合
- ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合

(※)目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます。(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)

事故が起こった場合

賠償損害、用品の損害に関わる事故が起こった場合には、遅滞なく野村不動産ソリューションズまたは引受保険会社までご連絡ください。また、傷害(ケガ)に関わる事故が発生した場合には、事故発生日から30日以内に野村不動産ソリューションズまたは引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合には、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(ご注意)ゴルフ場等の施設内で事故が発生した場合には、ただちにその事実を施設へお届けいただき、事故証明書の発行をご依頼ください。(入場者証明書だけでは対応できない場合があります。)その他の注意点については以下の通りとなります。

●賠償事故について

日本国内において発生したゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について、被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。なお、次のいずれかの場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がゴルファー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●用品の盗難事故について

必ず警察にお届出のうえ盗難届受理番号を受領ください。(ゴルフ場等の証明書のみではお支払いの対象とならない場合があります)

(注)ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に発生した場合に限りま

●用品の破損事故について

「修理見積書(または修理不能証明)」および「損害品の写真」等の書類の提出が必要となります。

●用品の事故に係わる保険金の支払いについて

盗難による損害は、盗難にあった時の保険価額を基準に、用品の保険金額を限度に保険金をお支払いします。破損等による損害は、修理費をお支払いします。(保険価額または用品の保険金額のいずれか低いほうが限度となります)なお、保険価額とは、ゴルフ用品に損害が生じた時点におけるゴルフ用品の価額をいいます。

重複契約に関する注意事項

賠償損害、用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用については、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■このパンフレットはゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■この保険は野村ホールディングス株式会社を保険契約者とし、野村グループ、野村総合研究所グループ、野村不動産グループ企業の役員・社員を加入者とするゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。

■この保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および保険証券は保険契約者(野村ホールディングス株式会社)に交付されます。

■お申込みの際は、加入申込票に記載されている各項目(年齢・他の保険契約等の有無など)について正しくご記入ください。

■ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず、保険金お支払いの対象とはなりません。また、加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

■ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満69才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。

(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。

あいおいニッセイ
同和損保あんしん
サポートセンター



事故が
起こった
場合は
遅滞なく
取扱代理店
または
右記にご
連絡くだ
さい。

24時間・365日受付
0120-985-024 (無料)

※IP電話からは0276-90-8852
(有料)におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。